

## 岩手県立江刺病院テナント（テレビ付き床頭台）営業募集要項

岩手県立江刺病院では、以下のとおり、令和5年4月より病院内で行うテナント営業に関する企画提案と事業者を募集します。

### 1 施設の概要

- (1) 名称 岩手県立江刺病院
- (2) 所在地 岩手県奥州市江刺西大通り5-23
- (3) 病床数 133床
- (4) 建物概要 RC造、地上5階建、延床面積10,528.57㎡
- (5) 平均入院患者数 令和元年度実績 68人/日  
令和3年度実績 51人/日

※公示日現在、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているため、面会制限や一部の病棟で入院患者の受け入れ制限を実施していること。

- (6) 病院に勤務する職員数（令和4年12月1日現在）  
159人（委託職員除く）

### 2 募集するテナント業種名及び事業者数

- (1) テレビ付き床頭台営業（1事業者）

### 3 応募資格

県内に本社、支社、営業所等を有する事業者が応募できます。

### 4 テナントの場所、面積

- (1) テレビ付き床頭台営業  
3病棟（3階）、5病棟（5階）の病室 70台

### 5 応募書類の提出等

- (1) 受付期間  
令和4年12月16日（金）から令和5年1月24日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出先  
岩手県立江刺病院事務局総務課（〒023-1103 岩手県奥州市江刺西大通り5-23）

### (3) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。出店及び営業計画書（様式2）について、記入欄が不足する場合は、任意の様式で提出しても構いません。

- ① 出店及び営業申請書（様式1）
- ② 出店及び営業計画書（様式2）
- ③ 営業実績及び出店状況（様式3）
- ④ 登記簿謄本（個人の場合は住民票及び身分証明書）
- ⑤ 出店及び営業に必要な許可証等の写し（現在の出店営業分でも可）
- ⑥ 納税証明書（その1）（税務署で発行する証明書）
- ⑦ 納税証明書（地方税）（各広域振興局及び市町村で発行する証明書）
- ⑧ 貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は損益計算書のみでも可）
- ⑨ カタログ等がある場合は、参考までに添付してください。

### (4) その他

応募書類は提出先まで持参するか、郵送してください。郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」としてください。

## 6 応募に関する留意事項

### (1) テナント営業の条件等への同意

テナント営業の内容、方法、条件等を、別添の「テナント営業に係る基本条件」及び「テナント営業に係る個別条件」により確認し同意のうえで応募してください。

### (2) 失効又は無効

次に該当する場合は、申込みが失効又は無効になります。

- ① 受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 本募集要項に違反すると認められるとき。
- ⑤ 応募資格を有していないとき。
- ⑥ 応募者による業務履行が困難であると判断されたとき。

### (3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### (4) 費用負担

応募に係る経費は、応募者の負担とします。

### (5) その他

- ① 応募書類を受理した後の書類の書換え又は訂正等は認めません。
- ② 提出した応募書類は返還しません。

## 7 選考方法等

### (1) 事業者の選考

岩手県立江刺病院テナント営業選考委員会において応募書類を審査し、必要に応じて応募者からヒアリングを行い、選考基準により評点のうえ事業者を決定します。

### (2) 選考基準

別記のとおり。

## 8 選考結果の発表

令和5年1月末までに、応募者全員に通知するとともに、岩手県立江刺病院のホームページ及び病院内掲示板に掲載します。

## 9 その他

テナント募集説明会以後に疑義が生じた場合は、令和4年12月28日（水）午後5時までに、文書により照会してください。照会の方法は、末尾に記載の照会先まで、持参、郵送、FAX又は電子メールによることとします。

なお、照会があった事項とその回答内容については、テナント募集説明会に参加された方全員にお知らせします。

(照会先)

岩手県立江刺病院事務局総務課 担当：下川（内線128）・寺崎（内線184）

（〒023-1103 岩手県奥州市江刺区西大通り5-23）

電話 0197-35-2181

FAX 0197-35-0530

E-mail [ea1011@pref.iwate.jp](mailto:ea1011@pref.iwate.jp)

## テナント営業に係る基本条件

### 1 営業にあたって厳守すべき条件

病院のテナントは、患者、来院者及び病院職員等の利便性、療養環境及び職場環境等の向上を目的として設置するものであり、病院の特性をよく理解し、この目的に沿った運営をしなければならない。また、常に接遇に配慮し、サービスの向上に努めなければならない。

### 2 価格設定に係る条件

価格は、地域の標準的な価格を参考として、標準以下に設定すること。

なお、事業者の決定後に、地域との価格差が生じている場合又は利用者の経済性が損なわれていると認められる場合は、価格設定の改善を要請することがある。

### 3 事業者に係る条件

- (1) 善良な品性と営業上必要な経験を有する者であること。
- (2) 営業に必要な設備及び物資を調達する資力を有する者であること。
- (3) 相当の担保又は確実な保証人を有する者であること。
- (4) 自ら経営する者であること。

### 4 不動産の使用に係る条件

- (1) 使用許可した不動産（以下「許可不動産」という。）を、公用又は公共用に供するため必要があるとき、又は次に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消し、又は変更することがある。
- (2) 病院長等が許可不動産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。
- (3) 許可不動産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。
- (4) 許可不動産を、許可をした用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 使用の許可を受けた者が故意又は過失により当該許可不動産を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形してはならない。
- (6) 使用許可を受けた者が当該許可不動産において、みだりに建物又は工作物を設置し、増築し、又は改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) (4)から(6)までに掲げる条件に違反したときは、当該許可不動産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) (4)から(7)までに掲げる条件は、その原因又は行為が使用の許可を受けた者の代理人、使用人その他の従業者の行為による場合についても適用するものとする。

## テナント営業に係る個別条件

### テレビ付き床頭台営業

#### (1) 営業内容等

別添「岩手県立江刺病院テレビ付き床頭台設置仕様書」によること。

#### (2) 備品等の設置

備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

#### (3) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和 41 年岩手県医療局管理規程第 8 号、以下「不動産管理規程」という。）第 6 条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

#### (4) 営業許可期間

営業期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとして、不動産管理規程第 5 条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は 7 年（令和 5 年度～令和 11 年度）を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

#### (5) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。

## 岩手県立江刺病院テレビ付き床頭台設置仕様書

設置するテレビ付き床頭台は、以下の仕様によるものとする。

### 1 プリペイドカード

1枚あたり1,000円とすること。

### 2 床頭台

- (1) 概ねW500mm×D500mm×H1,500mm程度のサイズとし、療養環境の向上につながる機能及び形状を有すること。
- (2) 患者がテレビを見る場合に、見やすいように向きや角度を調整することができること。
- (3) 本体は木製又はスチール製、キャスター付きで、移動が容易に可能なこと。
- (4) 貴重品を保管するために、鍵付き金庫を備え付け、鍵の管理が簡単で職員に負担がかからないこと。
- (5) 患者等が鍵を紛失又は破損した場合は、事業者が対応し交換すること。
- (6) プリペイドカードの使用状況が確認できるタイマー等を設置すること。

### 3 テレビ

- (1) 冷蔵庫共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 視聴時間は1,000円あたり800分を下限とすること。
- (3) 床頭台に収納可能なサイズで、地上デジタル放送対応とすること。
- (4) 視聴時に隣接患者の迷惑にならないよう、装備等により対策を講じること。
- (5) 視聴可能チャンネルは、地上波デジタル放送とすること。
- (6) リモコンの電池は、随時交換できるように事業者が病院に整備すること。

### 4 冷蔵庫

- (1) テレビ共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 容量は概ね10リットル以上程度を有し、床頭台に収納されていること。
- (3) 使用時は18db以下の静音設計であること。

### 5 プリペイドカード販売機及び精算機

- (1) 販売機は各病棟のデイルーム等に各1台、合計2台設置すること。
- (2) 精算機は1階待合ホールに1台設置すること。
- (3) 10円単位で精算できること。
- (4) 盗難防止装置及び転倒防止装置が付いていること。

### 6 保守関係

- (1) テレビ付き床頭台、プリペイドカード販売機及び精算機の設置及び維持修繕は事業者が責任を持って行い、これらに要する経費は事業者が負担する。
- (2) カード補充及び精算機補充を随時実施し、カード利用実績計算書を毎月病院長に提出すること。
- (3) 故障時等に迅速に対応できるよう体制を整備すること。

### 7 NHKとの受信契約

事業者においてNHKと受信契約を締結し、受信料は事業者が負担することを不動産使用許可を行う場合の条件とし、不動産使用許可指令書に記載することとする。

別紙1 選考基準

◇テレビ付き床頭台

No.	評価項目	配点
1	運営方針	10
2	使用料金	10
3	床頭台、冷蔵庫の形状及び意匠	10
4	プリペイドカード	10
5	衛生面及び安全面の確保	10
6	苦情及び故障時の対応	10
7	保守及び管理の体制	10
8	その他提案等	10
9	営業実績及び財務状況	10
10	地域要件	30
合 計		120点